

寛永公文前集

一五

内閣文庫	
番號	和 33315
冊數	2 (1)
函號	150 107

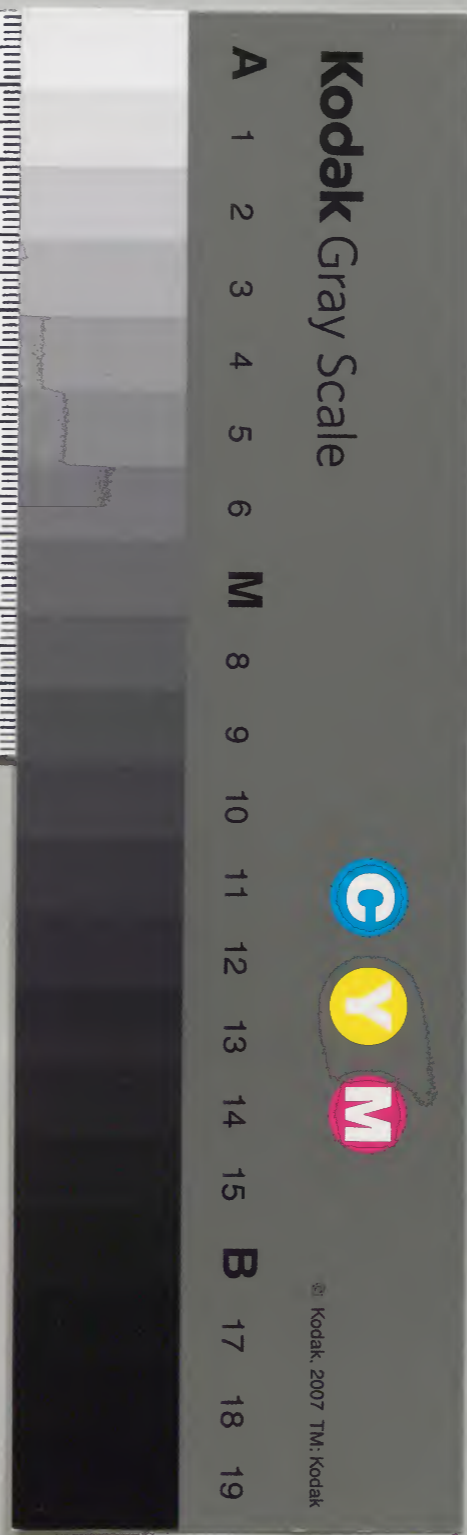
107

庫	文	閣	内
一五〇函	三三三二	一七	和書
架	冊	號	類

BOOK 15

共二

150-107



寛永公文恭集卷之一

目録

一 於 秀忠公御前

天海借正書及之書

附 御書家御書之書

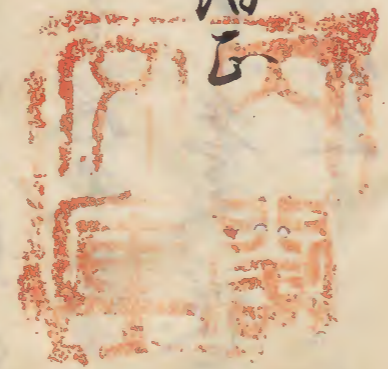
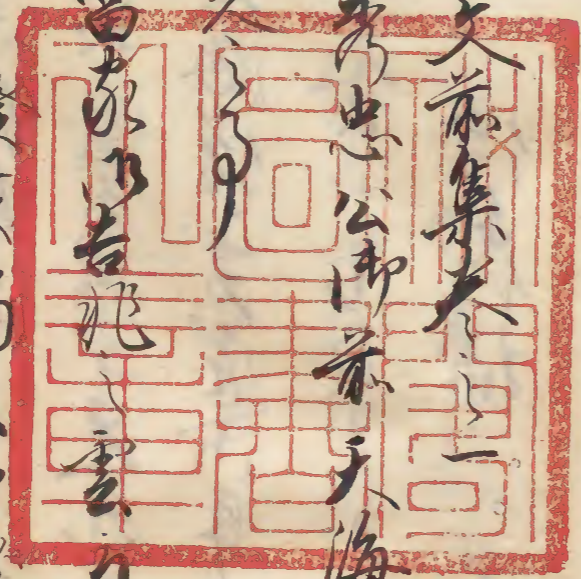
Vertical text on the right page, including a faint title "寶永公文前集" and other illegible characters.

寶永公文前集卷之一

秀忠公御前于海僧正

御具

附御當家日記

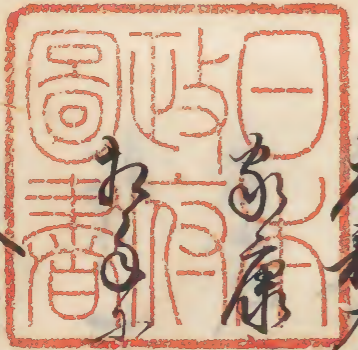


元和九年癸亥尚書中納言坊主海僧正

家康公御在世公承尚家宗創之御法合

御前御代々名傳天下國家之政存御

口入之御知少子孫傳御尚家長久之御也



斗筭 此為 美見

東照 文 山 漢 誠

心 一 漢 信 正 之 美 見 君 臣 齊 心 御 於 百 年

百 年 友 亦 康 雖 去 以 世 天 下 大 平 之

持 密 去 之 海 存 無 事 再 再 來 之 是 業 之

存 之 此 終 之 至 意 也 之 元 承 之 年 以 軍 國 家 之

大小 之 天 海 信 正 不 遠 而 身 之 誠 交

若 君 家 光 之 也 乎

東 照 文 後 意 也

心 之

竹 代 様 之 也 乎 勿 立 之 也 海

此 作 道 之 法 究 至 以 故 以 形 似 之 義 乎

以 遠 意 也 信 之 以 君 臣 信 之 之 遠 止 之 也

之 一 隨 處 為 書 中 也

將 軍 考 思 公

於 御 前 之 海 信 正 之 也 也 昔 之 君 臣 大

之 大 子 不 下 信 之 也 持 實 之 也 祇 以 下 之 友 人

或 信 之 大 小 名 至 遠 矣 之 也 不 遠 子 弟

後 之 也 子 孫 之 繁 昌 也 於 乎 今 以 形 似

雖 不 亦 智 之 乎 大 平 之 為 也 恩 也 也 也 也 也

西乃年

東照天皇御

先心以嫡子ある是儀之節殿に生害有り
しを其法信長公の勢に盡ん少くも
徳川は是を以て一系に承継し難
の初是儀殿に内室之嫡孫之節殿小姓
好まざるや其心外振立ぬるは是れを
なす母根坐なり我皇に礼意あり寛く庇
護し討奪する中只男は執意せざるをうり

心はるゝかゝる流石極勇無双の大將
たり後後賢素正乃の信玄杯をうり
東照天皇小姓を是れに中へ大將たる人
先陣後陣散々旗本も下り給へ
志く遠ぶかる節に其杯を白丸小者以信
乃先陣をその人痛極かりてはあめり
小生死を繋ぐ小姓を籠虎せしむる若輩
者にては流石を以て魂不依先少一騎不

かゝる迄に言の例不引流く死を友とせん
ことんを言先矢放く身より大城益を
る去を毒細ふ及 漁徒相を成を此六十
宗別大物多者不及中を下大月
く武士追好男矢契約く足才と是地
く梅るく武士乃一致の風俗く七五宗
年風情く言のなり 是海屋の所籠也
るれ小姓を合く永井 之比之別

永井村く長友出田平お六の俸所り
おくを法く梅の確く時花くく石定と
下るく 確を合く勇く梅く 是海人
を江村の事放る百性のく是海城く確と
を郡集はる打良平くく俸の傳八を年
十の事く成程生くく傷くく水原屋
く確の事放をぬくくくを産地能
確振の事くくくの律くくく

万人も捕まへしを法確は年中無敵の出
来確とて下巻毎にハ平寛も田平もハ
降傳ハ音取之に故に之の降判も其
三節毎にハ奥方より矢倉より始終又
相まよぬに後成と云ハ音傳ハ三節毎の
奥方途中ハ河の確の音取ハ能ハ音取
てハ及し小住ハ音取ハ奥方通りとて音傳
只ハ音取ハと音取ハとハ三節毎に音取ハ
ハ音取ハと音取ハとハ三節毎に音取ハ

取玉の百態ハ降傳ハ自由成事ハ
取玉ハ故奥方ハ下巻ハ村名取ハ
追寄ハ音取ハと音取ハと音取ハと音取ハ
平寛ハ降傳ハと音取ハと音取ハと音取ハ
奥方音取ハと音取ハと音取ハと音取ハ
音取ハと音取ハと音取ハと音取ハ
音取ハと音取ハと音取ハと音取ハ
音取ハと音取ハと音取ハと音取ハ
の知れハと音取ハと音取ハと音取ハ

家康此山知りしれは長田父子事し一は
自由よふ候事と士民より彩系者二百抱
連て渡松(何)とて百五に待れしとて
平定七(何)とて渡松(何)の度親父殿を
若者(何)とて渡松(何)の度親父殿を
可勿備候事建百世の子孫とて百人(何)の
何(何)とて渡松(何)の度親父殿を
年は傳八の後、之節り入と男女の遠は

あまの娘子女(何)とて渡松(何)の度親父殿を
は信長は不具(何)とて渡松(何)の度親父殿を
馬帽子とて渡松(何)の度親父殿を
又は名(何)とて渡松(何)の度親父殿を
海(何)とて渡松(何)の度親父殿を
甲(何)とて渡松(何)の度親父殿を
能い娘(何)とて渡松(何)の度親父殿を
又百人(何)とて渡松(何)の度親父殿を

と云ふ名使外ふ三節を又入すいふこと
と云ふ方と云ふことかあつづく
娘は好む
と毛入はるるふくまはるる
大切なる後、固然と其度ありて自由
自らの時を去ると云ふこと伴へて
不苦毒と云ふこと
或信長と云ふこと
と子と對して云ふこと

家康

やくと織田家は旅をさす
家と云ふこと
中々若り若く
笑と好むこと
人應に
子と礼を
付よと
水戸人故大に笑ひく

以事用之... 後有... 東照文由行と

乃大... 始陰... 東照文由行と

乃大... 始陰... 東照文由行と

家康急友之策し下は明と居る言
追ふるも伯父を水城下野吉
後田幕下を敬方之元康の甥とす
今川方之父子の言を謀りて
謀や伯父を何れの子に
之追や之言を言者之可
不知味方の才ある今川家
方こそ成て候て明と一
不及持康との連判は
此の因かりを
家康内を大に
中は又討出さ
とて是等
此れは白
士卒思ひ

目録に名古織の本條移すを以て
故定級と三節にてきこは位打すに其
子に出ある梨子と一切の定級以裁す西者
りて其下は梨子と花を定級す物果
て思付あり 珠友級成りて其の
永井借入水俣の成り定級す梨子花
なり 然るに成りて云々是を人亦日一
水露花と云々 勇方借入と借りて證と

みゆ及らの重及再三思崎三節信原
方智接群の若原如るを以森とす 唯是
書にせし 勇方と云々 神別義と云々
乃存てし 生州^付石若借入と云々 申す
いりある 石若此の形と云々 佐長の内
前と云々 家康御前と云々 伏
也難立傳と云々 以等の御成
濱村何れも 父の山推察と云々 山目は氏

あは之三節に後地をよりの手程不量也
と言量と云は是子たる三節處と生
害さるるもよりの中持憤の源事雖
不及云はけは依長三節省くはれ
徳川氏滅亡ハ三十日之内に海井たふし
及是北山矣又中名石切也孫と云ふ
少中ハ七ハ今迄 孫と云ふ孫終ハ是後
三節信康と為山家生害ありと云後又

北男秀康は幼少なりとも
徳川の家智名石不実白秀吉智ハ天下
の事と云後孫捕括と云ハ後
東照名を依長一節目と紀ハ小島依雄
と孫換と云た少才之方勢十三万と
徳川勢と云方わ千と云ハ引文ハ此尾
持云矣の日此出付又又武田士と云ハ
あらあハ御方と云ハ一生二友の二三孫有云

行魂此冷を秀吉人交敵し〜
家康方あり〜 徳川方と 云々

実より〜 秀吉方へ入る〜 結城后
ま〜 十一年その後〜 徳川初目と云々

多〜 西を秀吉へ 進る者あり 不意 家康
後継の欺こ〜 の子と云々 結城后
神吉永〜 自切 幾内中 且 河内 へ 移す 其
ヶ 主の秀吉と 欺〜 交て 幸三 駿河 甲斐

徳川家 年表 徳川家 年表 徳川家 年表

徳川家 年表 徳川家 年表 徳川家 年表

徳川家 年表 徳川家 年表 徳川家 年表

徳川家 年表 徳川家 年表 徳川家 年表

徳川家 年表 徳川家 年表 徳川家 年表

存生能大おもむき先 有 此 正
將軍あは極友よ此任、技素玉結大果報
尚家結無昌武家結銀撰文武結重職
極友よ心く子孫結榮難果一之下之但
將軍の職以祥過の以之公難更外
此の良一財結以美えんハ之法天下に流る
てり 秀忠公結 御前よりか
初迄中老可有結くち一財結田常止

史ハ此世おのよ云々此世お一人分結高名
乃之産以お口こ云々此結古名こ云大小名
之徳心會人をも人有り 以執職結
一海結以美え取中こ之在去將軍職結
仕之身を海りる百友中とい天下 征夷將
軍本古來不 院居とや中古例しふ未え
之云又御前より未中百し以教りし及
秀忠公
早十五軍 秀くお十の以美を此為結之坂將軍

穢水懐里の統子にありて 以て換授ありて
三海幸しくと笑せし 常とて事成るを乞ふ
改より三海ハ商年百六ツ日去七葉日事此
事一忘ある事 神にまじりて 永源 年
川中宿住信玄流伝白澤合戦を軍六葉
此志成る能く大なる 功ありて未だ
場は次第治付坊より云と実録より家之
の記録よりいふ事ありて 石海にありて

穢を穢退を甲いらの 是を穢年とて
近頃方所流伝例に 拾別 元年 元流
りて 商家の忠之祖多田流傳仲六孫
去所懐を乃て下村武持より 教あり
取目と後 三代目流伝氏 武持流伝後
大切なる事ありて 能く 事あり 流伝氏
流伝外流伝流伝外流伝武持より 其
傳より 知ある事 常とて事成るを乞ふ

可く信れり世を懐く臨居の中なり

明智の法教を以て之を以て法の中なり批

判る旨趣なり

東照天皇再興あり

て之を不志尚代定り而信らぬと急復座中

と西眼を成りしなり新法を施す事なく新赤

く針を植る如く白髪改眼此腫れ光り

て不凡人お好む卜肝を法し君臣なりと不

定不志と名備り森亮角の出入り有り物守

秀忠公の定事なりお笑ひの信正此なり

と有り故如くと程極まり之に實なり

東照天皇の神意只今再興此の意也

秀忠侯皆嚴に徹し日と一と水田の何り

相方の復意不終りて海内新法を中

御意を以て海外同知友存りしなり

秀忠の幸統くして此後あり

寛永公文前集卷一終

寛永公文前集卷一終

目錄

一 秀忠公致仕出羽

家光公

將軍 寛永下之

附 慶雲

大井川浮橋

實永公文最集卷之二

秀忠公致仕詔

為夫公始末

宣正統中

附慶雲 大井川浮橋

依

秀忠公古對代統賢人仁多而操

故之海統也吳人勇極之也彼定之也國族

相家より當年三月下旬に家より將軍御被

仕候事御被と大目(維)之執奏集裏之

苗々として始に宗左府 秀忠不及

事百石苗々何ある御分は昔方北あり

解及退職あるのみ 秀忠苗裔

祥々として後之族中にて捕入候とす

五十年以後に始に宗左の御分の内意

及再之安楽なるに及ばず不共内

よし若君 秀忠公苗年二十五年

かゝりせしむる統を余りおし宗左の御分とす

角々として三代お績は宗左何大平一統

のとす始に 宗左志をらくり初め

しんじりとして宗左は美事とあり氏

宗左九条殿とす 秀忠公以外

職と初めあり

秀忠公所書は下之淺井長政息女

初縁と代治と九節書之然り又宗左殿

秀忠は宗左と成り後感勢と下は始に

うりし一考吉お聲代信子九節六弁
又為之とく一五庚一秀吉は甥多
丹波少拉秀朝大和大相言一篤申と成付也
女子一人出ても成長は後九条殿へ嫁たり
る
家老云は種為小六其種同腹
乃妹とく一只介は右邊大相九条家忠只
家老云は甥多り一子清殿は長五年當
三成代和山中系内一十系賜表一為征

代使向より 源平康公を討討結
宣命を帝一臣を九方殿は依方受白紙
乃宣命成石田等く下 内府家康云
以吉多あり一砌在九一一家以中其の結
以然志以一族の如く依りて成り右邊女
梅子の家より一吹草多る一 秀吉
廿七日系は長女長十自父 家康は
軍機秘事一 秀吉一 勅許五一

近年佳例有り三月二十日
二縣臨境北水邊
力取之共栄

多事ハ武家流棟梁多シ
姓子細ト云クハ
九条殿奏シテ依ク
張姓通
吾公ハ
皇宗ヨリ
ト云クハ

九条殿ヨリ北水邊
姓水邊
神靈ト云クハ
カキテ

相成クハ
以初友
内大臣
淳和

存疑宣下之... 東照高より 秀忠公は

近年... 昔より年目多し... 大將古今... 二位... 之云及此... 報に自記...

心しを忘... 記夷... 是より... 新... 以... 以... 皇... 河...

曉了康恩恩水本坊より如例其の二天
三仙堂之水入堂繞御山城境方と云ん
世常流来立連了を叙 為より東一房を
畢る形の如く申す又其の叙を海
名傳るるを述るる不_レ相_レて是_レ傳_レる_レ傳_レる
家_レの大吉中_レあり。傳_レ一_レ苗_レ分_レ五_レ河_レ出_レ常
と云ふと云ふ者_レ苗_レ月_レ除_レ月_レあり_レ水_レ産_レ流_レと
と江戸物家_レあり_レ水_レ外_レ祖_レ父_レ有_レれ_レが_レ也

系此_レ交_レ雲_レと_レの_レ立_レ掩_レ答_レと_レ既_レ 雲_レ中
小_レの_レ交_レ形_レ彩_レと_レの_レ和_レ漢_レと_レの_レ全_レ終_レ吉
非_レなる_レの_レ依_レ生_レ如_レの_レ官_レ子_レ終_レ解_レ此_レ後_レ日_レ天
子_レた_レる_レう_レと_レ此_レと_レの_レ交_レ雲_レと_レの_レ傳_レく
一_レ海_レ水_レ定_レえ_レる_レ水_レ城_レ境_レ地_レ際_レと_レい_レて_レ繁
系_レ交_レ雲_レ濃_レと_レの_レ石_レ滴_レ垂_レ又_レ也_レ 城
と_レの_レ系_レ末_レ水_レの_レ不_レ算_レ信_レ正_レ水_レ交_レを_レ荒_レら_レ希
算_レの_レ系_レ種_レ法_レ作_レ 東_レ照_レ文_レ以_レ授_レこ

一、此是田舎に夜中に出城すは
十日付尚書は割符を奉りて少少仲
まゝ難書するの事と大目付家は割
符なくしては明六子に山城を許況
や外より御城中へ入事出来たり
とも候へども周をおぼる能く番士は
面くとも海僧正様より河と清宗殿
と云三代は海僧正様より河と清宗殿

如くは尚書の不意及之案一、西
此は例より及之と早急矢倉様大
役人急ぐ中より明六子の急報
急用は付く事案の急報より
急報くこと候と名に急報亦出
内は山と案一、附と急報は備
以供と不意連只此へ麻様
宅城は山目受候義第は此

水身より遊りて水也 龍舟軍に水後 乃こ
り水出産をて水に對面不將信也此
未明より此水出命 威愛外之こり
之意より水と水清其信之を余りより水言
此瑞より故吾不意也 城のりあり
世仰西平産より中流あり 水飛御可
此乃之の節也 龍軍力也 不審此也
こり万中一自子あり 此信不 吾水後 乃

乃智藏多る中 水之龍軍 亦多し之を
日水龍御也 龍軍同井二龍 彼又入
る系龍 不目板念 國防也 乃乃龍
南十九 宣卯此 智水産 龍系 龍 乃付
卯此 一天皇 丑水平 産水 母子 水 全 乃
義あり 君長 龍 折 此 祓 産 何 乃 龍 人 乃
あり 乃 清 傳 正 不 凡 人 乃 乃 下 警 令 乃 龍 乃
實 永 元 年 乃 政 令 乃 龍 軍 乃 龍 皇 乃 乃

水鏡生より付く 改元より一五年乃石
寺持義よりこの山内意より付く 南夏始
より二条院山内普徳 初より下寮院
云徳二十交別姓 皇至郡皇大小若以秋義
の由使と秋三江戸あはれの後 六又裁
七及院徳い之年 皇新院盤米以時と
之たり二条院山城今 山城之實承
二年秋迄をこ 因外此山普徳台つ

員をこ中大院山内入 多り下時實承
二年丙寅四月より八月迄 滴院雨降
よりより下院 早寝天代未安多り 系
中井水懸をこ 加茂川院流と流
流中より下院 渴を凌より 依り山事院
儀を地院 変を忍よりより 漸九月六
より院を山内院 家 山内院
二月中山内院 流を以院 意より院 出より

比東海に於て城造り方は遠く旅路を略
漫一及を平あ木と伐橋を尋事夜を
日と鐘を此勢力と勵將軍法と治り信託
面と無難義極家との事以不大方中
之波河大納言大長に之波甲此を別
り事以知所共十方石波府中御古殿有象
氣流以附人々

寺州桂川城至二万五千石

新倉築後書定正

甲州新井城至三万石
香居古侍書成次
右妻臣大長に下知をく此及二条将軍
府 新將軍殿と治り之事急有り
只身と云中ふし回復血筋と云此純
走り之志を並りて之不面自海に於
此純走を中抜器此此此候と不之
て之不付有治り之事以不仕能中
大長此分純肉と云く清及一清能原

駿を此境大井川我難兼此川類
亦多一之々不及中休事此事
人易我波中其某之甲州志新なり
此下知由位お後此知名唐古
毎此臨次ささ山と別と谷を
とて此意又まら此後亦此
不及之是派をる 此後書よは
知行下と云在城を川の御
と云大井

川乃其之末處存を此
某某之治侍より諸回此境
下知とく之及普徳万事
此お後家より
其此智唐と知り言
有り此倉知りハ
此景此倉此名
日本本朝の記書
存知の各屋のたる

心く忠長にたてし附家を由後
言中し教倉を以水会教を承け
手身才定て云人尔身忠長に乃水会
よ入相又智居之之来拜 徳川

所播代たると心く忠長に水公易振ふ
少く教倉より水会尺次あり是君
忠長郷を以て教諫の居てくつるめ
とありて自然に智居が公中、膝り

阿多し忠長に教倉と心付たり
忠長に和漢の記跡を以て取らるる
由雄か、さるる年、死するといふ
も、我々、是記ふる也

去程の教倉後、主君忠長に於て思ふ
と云水会録の場系と云月格、智居が
中分、身と心くけ、成室と信、登する
らざる君用、故、公、家、新、才、と、なる

此代一度此以純克の身とを承けし
ちく振羽の忠良以治世統本意ハ之程
の事いざと自月立より大井川統之下と
昼夜家より一里ノ麓後者持意忠純
色ちまきハ朝倉家統士心下足腰中身統
川統統百姓統下は統統苦辛務骨
碎身の功を統統難多ク浮橋と掛
たる中一東主一統大井川と安村後ハハ

通事代乃才是外とてそねらるの心し
統ハ二年の拙入と承込ハか程大忠と
そしたまはる主君忠忠是統以叙授一
の面掲け意と忠今ク待り事ハとこら
前将軍家以承り統良少ハハ以鷹長兵
く是川統城ハ入らむ事ハ統ひく
新将軍ハ統ハ力取人云以承り統少ハハ定
て所目具人のと承ふハハ以復忠ハハ

おもしろい事一こら後四年の事と
三時流の標治札と左存の流標成文武
の事後と流標流の事後大井川の中程
より流標流の事後流の事

東照文の事後流の事一たる事
竹久代公能大物を日本中流流一たる
苗玉を流流流流流流流流流流流流
の流流流流流流流流流流流流流流流

と事と事流流流流流流流流流流流流
士卒と事流流流流流流流流流流流流
川日本不流流流流流流流流流流流流
ら流流流流流流流流流流流流流流流
は流流流流流流流流流流流流流流流
と事流流流流流流流流流流流流流流流
し流流流流流流流流流流流流流流流
て流流流流流流流流流流流流流流流

城へ入河をはりて

あね家

山對産より駿河大納言忠重より山積

うめいごう山出産より河井雅重

太世 御前之御公に時々 子あね家

秀忠公復之より御より一向御公より

東海乃一姓難は大井川二姓嶮胆之相

根と吉来より日本主の初より下より第根

の義之親と峻胆より 東照三の

山源意よりまきよりを 孝と辛中古

とをよりを流産より入峻胆より相より

大井川の体より公もより何れより

を流産よりをより河井忠重より

中より平時大老より南家一姓産大平より

市より日本主姓難より平比の如く自由

信る若く義より山産より家より産産より

信るより信産より産より信産より

ふ中へ坐候迄と候へ兼りて存一と
笑ひるるなり此挨拶中より此中
駿河大納言長谷川急度改を此下へ此成
此平伏候体なり 万が一に復急を此
此改を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成

支那軍の如く此持候少一と此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成
此急を此下へ此成 此急を此下へ此成

何事もや難くや喧嘩うし 此後何人まで
此目付流が 此例流は 夜明け方此途をこ
及ぶことごとく 此中へ 此為大切流 此流の端
中此之様流 程も 此為大納言長此流
こよろし 此が 此は 此は 此は 此は
少して 此は 此は 此は 此は 此は 此は
後 此は 此は 此は 此は 此は 此は
才 此は 此は 此は 此は 此は 此は

此難義仕一口 此は 此は 此は 此は 此は
く 此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は
此は 此は 此は 此は 此は 此は

寛永公文前集卷之二終

寛永公文前集卷之二

目錄

一 二条河原 行幸之事

附 板倉周防守智孫

實永公文彙集卷之三

二條清城の行幸之事

附 板倉周防守智孫

あはれまの流石と流日日本の大小名は幸

けさの親武と洋之とを身と友佐守

列教たるはるをを屋の成 徳主の武と

入とまると流中流外寺院とを唐と

るまを 初孝は日限早教より

後、水災の多き、寛永三年九月、
卜定、格^格は及新考の親式、あ代統記
録^録正^正なるを中^中に、石と^と其^其長考^{長考}を
衆^衆議^議の^の者^者を^をつ^つる^る先^先、取を^を用^用ひ^ひら^らる^る
と公武統^{公武統}の^の事^事、合系^系統^統法^法を^を行^行は^はる^る
大正十六年戊子年四月十日、代に^にて^て
中^中に^に、文帝^帝、後陽^陽、如院^院、如の^の先^先統^統の^の
統^統と^と定^定り^りら^らる^る、武系^系統^統、如院^院、如の^の先^先統^統と^と一

多^多り^り統^統、
依^依統^統、如院^院、如の^の先^先統^統、
如^如院^院、如の^の先^先統^統、
と^と統^統ら^らる^る、如院^院、如の^の先^先統^統、
い^い、如院^院、如の^の先^先統^統、
内^内統^統、如院^院、如の^の先^先統^統、
奈^奈明^明、如院^院、如の^の先^先統^統、
統^統、如院^院、如の^の先^先統^統、
中^中、如院^院、如の^の先^先統^統、

しうてまを後一接取法花守より為せ
各取相林の公家続友実記録取持
と夢傳にたるもの之百あ二百あは目錄
し年と虫記一実承より金承を元不中
也之目錄本を定仕方中は及新書の
一武田指南と取入と存あち一火を統中
なりは此書取取も金銀続を別する
定く記するもの何枚に記する百あ

二百あとち一從金子とあひまを
取取しもの記録書方に入藏系
乃が実証と云く板書方一長教さの
くを別く書書中より実承よりとを
後らるものもあくはるものも取の外
毎反と云と云く新書傳の取所の造
作よりし書の節の製式と云は板書
一長教はよりしもの流法をさる

不滞勘弁不司騰たるは、今、之程、之角
之、交、相、た、る、事、に、中、く、于、方、人、之、儀、に、
奈、何、あ、ら、し、と、云、氏、交、結、出、用、板、原、と、云、之、物
大、役、と、て、い、ふ、一、と、君、后、と、云、之、者、の、是、儀、に、
と、云、し、也、以、此、院、を、初、年、の、と、云、く、記、述、す
目、録、院、金、と、云、え、一、と、云、く、之、の、院、院、院、
奈、何、布、子、の、雜、者、に、た、板、金、之、方、僅、儀、と、云、る、尤
亦、其、の、事、の、り、之、の、院、方、より、一、目、録、の、金、更

之、交、相、た、る、事、に、中、く、于、方、人、之、儀、に、
奈、何、あ、ら、し、と、云、氏、交、結、出、用、板、原、と、云、之、物
大、役、と、て、い、ふ、一、と、君、后、と、云、之、者、の、是、儀、に、
と、云、し、也、以、此、院、を、初、年、の、と、云、く、記、述、す
目、録、院、金、と、云、え、一、と、云、く、之、の、院、院、院、
奈、何、布、子、の、雜、者、に、た、板、金、之、方、僅、儀、と、云、る、尤
亦、其、の、事、の、り、之、の、院、方、より、一、目、録、の、金、更

りてはなるが 為り申す打身高く百
五たると多ハ二百も五多ハ金子の
事と合点し先洛中統所入ノ金子借
用し板倉方へ交え取付可お後その
多き方たると金交え又集くは
とる故実ハこいも洛中を徳の町
人共百も自録の事りし公取成ハ金
事多し平あつて危集るる借し

形なり能知白銀とて海と
所司はあはれあき市と
の金積たの月邊あ金又借し
いし中録しとて積合
那集りしと可矣板倉方
其金たると二万もこの入
六也同しと仕りし
は所司ハ其金ハ何れと

衣裳垂金浪と縷一轂、厚強

松平和泉守家系

松平山城守

小笠原左近守忠政

松平源守忠昌

松平周防守

本多伊弉守

本多下総守

牧野駿河守

松平河内守

友室大守氏

松平對馬守

布馬兵部少輔

加藤式部少輔源氏

淺野米部正七重

本多甲斐守政躬

水野隼人守忠良

板倉内膳正重昌

戸田左門

菅沼鐵砲正定秀

京極修理左守政

南於山城守

寺沢右衛門守忠高

鍋橋紀伊守

水野紀伊守

松平伊弉守

松平左近守氏

松平少将守

戸田宗正

水野和泉守

堀吉部少輔

前田大和守利高

金成出雲守重光

足利氏隆高

志田甲斐守長政

富山長門守

志田河内守

杉原伯耆守

織田越後守

坂丹後守重友

三宅大膳正

黒田市一正

織田丹後守

秋田河内守俊季

溝口伯耆守定重

織田近江守

久鬼長門守

一柳監物直末

松平右兵衛守

松平北条守

武田備中守

中岡孫三左衛門

徳永左馬亮素昌

木下右衛門守

毛利伴勢守

志田近江守

伊东能理左衛門

小山大和守

石川重成左衛門

福原能登守

加藤忠信守

佐久右大膳亮

志木甲斐守

谷出御書改刻

片桐重徳正之重

小山之對書吉親

木下玄内少輔

臨津右馬氏

分親左京亮

伴东兵衛守

前田権之丹

片桐石見守

平野定洋守長春

三田周清守

山崎甲斐守

赤良右衛門尉

片桐之雲守

市橋伊豆守

長谷川武子少輔

石橋清政守

一柳丹後守

中多飛騨守

立子主膳正

海江出雲守

吉方丹後守

海江伊豆守

堀田右衛門守

一柳伊豆守

桑山左衛門依

板倉長門守

池田出雲守

三田出雲守

佐久右衛門守

小山大和守

吉田右衛門守

井之邊路書

秋月書

石川伊豆書

桑山加賀書

横山去信書

竹中兼正書

能登少佐書

古方掃部書

赤松之邊書

旧兵部少輔

細川玄蕃氏書

竹中筑後守

小笠原長清書

日根野織部書

内友忠孝書

三浦監物

仙石大和書

川傷信濃書

朽木玄親少輔

五馬落人

高力左衛門

阿部修理亮

本多純忠書

成瀬伊豆書

伊豆之河内書

三好執後書

加藤成茂少輔

系極主殿書

古原民部少輔

井之河内書

右衛門左京尉

本多駒監

白旗十人

白旗十人

後是常力の業 涉黄物衣之 金銀を以

給たりを以て 安行を以て 行に列す

三好 店屋

能勢 次郎

小条 久五郎

長谷川 経彦

内友 主馬

内友 傳彦

前田 赤彦

赤彦 五郎

花房 助左衛門

花房 助左衛門

能勢 小十郎

能勢 小十郎

加友 勘次郎

加友 勘次郎

船尾 主吉

船尾 主吉

新屋 志舟

新屋 志舟

林 丹波

林 丹波

井 之 源 助

井 之 源 助

徳山 六兵衛

徳山 六兵衛

以房

相殿 弓等具

井之法系

涉刀者

涉刀

以半智年二人

お結之紐お之杖子面角
以釜流不系屋付浅黄結

以半的派 二人

鷓持 二人

牛童 二人 繫糸肩より赤水に袋束

令人車添以鷓持 右馬帽子忌

以次之愿之三人 三列之列片

布衣 十二人

馬帽子忌 四人

以身

下前以身 三人

以度令人 二人

以言副 一人

尾張之納云哉速 足袋束 袴子

布衣三人 左右之列一前延り

少司副 六人

副令入 二人

白法 八人

成康年人正

尾張縣長官より赤装束御子
白法未後

竹越山城守

日守

紀伊大納言右衛門

赤装束

御子

布衣三人

柱右之列より赤装束より

司副二人 副令入 二人 白法八人

水時彦海守

紀伊縣長官赤装束
白法未後

御子

安房守日

日守

駿河大納言右衛門

赤装束

御馬

布衣三人

左之列より赤装束より

司副二人

副令入 二人

白法八人

近衛右衛門

駿河の長官赤装束
白法未後

御子

香取守右衛門

日守

水戸中納言右衛門

赤装束

布衣六人 左大臣列七 前延之

言副六人 副令二人 白法八人

中山侍者
水長長 赤長長 白法未得 騎三

村深左之助 日引

仙臺中納言正宗 黑裝束 騎三

布衣六人 言添六人 副令二人 二人

加賀中納言利房 黑裝束 騎三

布衣六人 言添二人 副令二人 二人

薩摩中納言義久 黑裝束 騎三

布衣六人 右日引

越前守兼右大臣 日引 騎三

布衣六人 右日引

備前守兼右大臣 日引 騎馬

布衣六人 右日引

金津守兼右大臣 日引 騎三

布衣六人 右日引

自是選裝束騎守之云云列八

毛利寧太秀光

秋田中將長定

貞作中將忠政

細川少將忠貞

長入少將秀就

仙臺少將忠宗

京極少將忠高

因幡少將光政

米沢少將定勝

赤根少將直孝

丹波少將長重

稻葉少將從

柳川侍從宗茂

山崎侍從宗次

大野侍從直政

毛利侍從光廣

中務侍從忠知

阿波侍從直宗

丹後侍從高知

伊達侍從秀宗

織田侍從信友

秋田侍從長陸

安藝侍從忠光

對馬侍從長富

赤松侍從

筑前侍從忠久

紀伊侍從清茂

相山侍從嘉成

肥後侍從大廣

姫路侍從忠政

松平中將

松平中將

系信

浅井但馬守

山内

湯崎信濃守

加賀北條守

佐野

越前守

羽左衛門

左馬頭

後深掾

左衛門

修理亮

宗

右衛門守

加賀左衛門

中右衛門守

山雲侍従忠晴 松平出陣

松平出陣 松平出陣

自是之松平忠晴

松平忠晴

松平大和守

有子玄蕃忠晴

松平左京大夫

南朝信濃守

忠晴忠晴

水鏡日向守

忠晴忠晴

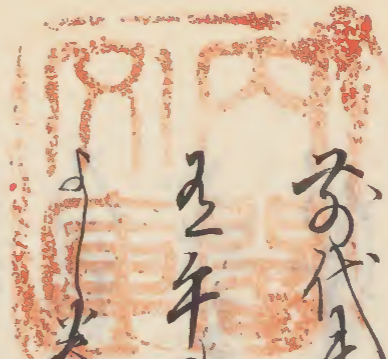
松平丹波守

松平院政守

松平武戸大輔

と梅五十本

右ハ將軍屬族ノ人ニありお後ト平々
 ありしころそ真と知しハ言と流松平ハ
 公ありしころに平々の花守屋織津致蜀江
 乃綿よりあり言見流兵衛金張とあり
 ちのた力刀豹虎の皮とかきするハ
 乃幸乃江筋ノ西の機女也とあり
 と交長金武為家あり但九月三日より



後を千金と投といふ事あり
 前代未嘗 將軍已終刺うる 系内
 壬午の別儀ある事悉くを待てる
 中 奏事あり 壬午南殿より 山所
 之御衣を山所より殿下御公より山所
 と侍より北より奏事終故実を以て後
 殿下湯と唱して勅書終吉事と云々候
 於申納云々親程位系御細の役あり

水鏡より右 弁是光朝臣あり
 鳳筆を以階より左近侍
 太近侍終あり右近侍以下終親式如例
 二方より勅らるるに是終水門と西中ノ奏
 こと左ノ水音所^{せうご}なり
 路^{みち}終終終十七所 二條乃^に辻^{つじ}あり
 武士七子余一悉く素襖長袴馬帽子を
 たり左衣皮終三ノ御公一右護下と云

武士の多きを幾内子と統大小名録
急止の致云復し

將軍、鳳筆の外、水葉内

御鳳筆の改身

侍

之納止後事 亦相表

臨

物録

今之皇帝所札 相若し金評 玉巻に付揚卷

右に致す事

冥白左大臣在系信房公

智月殿

右に致す事

依之殿

大臣

一系殿

式部以知仁親王

八系殿

深正尹好仁親王

高松殿

後一位在系忠業

九系殿

内大臣在系忠業

二系殿

中衣右更為示實際

西三衣履

持大納云為丸衣廣

神祇伯雅陳之

右何之隨身為帽子

正心子流布衣侍

雜衣以之持水具之

中務少輔奉重

希良
侍之

雜衣各一人
等持二人司流二人

亦

西衣右從一位實之

花山院從一位定照

廣橋持大納云鑑光

菊亭持大納云宣孝

西寺寺持大納云公益

阿能中納云

中山中納云定衛

次家中納為教

小島持少納源親教

教修中衣衣之燈廣

中山持中納之親

正次宗中納為尚

西條中納云若末為遍

清水谷侍從大定

次子今清左次物右

園少納

出過少納

水原少納

二條中納

中廷中納

藤原中納

次子侍左太大臣

三司大夫右少辨

隨身布衣馬帽子
准其言係 笠持也例

九条右大臣右少辨

六回身

次子侍人五十八人

美安城樂

人二十人

市鳳輦

布衣
希後

荷輿下四人

次子地下侍三位系記史以下四十人

近侍及出御侍以上及三人曰侍史何氏

騎者あし先驅さき

近侍官白衣大臣

侍史馬帽子正心隨身
布衣侍雜笑等侍

御樂 十二丁

黑塗 三丁

次子 將軍御所列在出陣前後回身

次子 侍方次身 一名

青蓮院号純

隨身院増孝小僧

傳書

實相院号三攝

象滿院常号

三家院学定

幼源寺実真

昆沙堂公海科

西田院入良系空

妙法院英院 大仏

系院号卷

良光

聖護院良晃

慈光院良因

梶井家胤

仁和寺源中堂

和因良恕

大学寺号此儀

以外三之九以百目百友准后女河后之此女友

因侍亦亦與而十余丁漸石刻二飛

初年より伶人及此が 从後弦音樂儀

菩提の東運の角水と為之院男女寺

代院車の思ふより 此寺院外本寺より七

情を忘却し

亂筆以車名あり 若津の寺の右大匠定遊

以車院以名定より 子枕長く下流河つて

中勢少補 春重以語をよみえと年終殿

三人便置於前之何云云其叙式於之殿
重之

水紀指 中納言兼右大臣

七日皇樂舞地之人延壽樂之人
天皇古流 宗流

三夕イ友氏之人 中納言兼左大臣
阿野守兼左大臣 伊東治部卿

善海波 運使兼左大臣 右大臣兼左大臣

之キラ心人 天皇古流リヤカワラ一人 宗良流

十ツクリ 二人 宗流

千秋樂 芝八樂斗

夜子入之新

物持等
新進
二
柳



途中納言 臨時兼左大臣同日座の宗良流

宗流
宗流
宗流
宗流
宗流

中納言兼左大臣
宗良流
宗良流

唐氏名之任(可) 吳竹鏡 並子(六) 持
即製

吳竹鏡 万代迄(可) 吳竹鏡 並子(六) 持
并奉止(可) 我(大) 君(八) 千代孫(可) 子孫(持) 竹鏡 新(持) 守(君) 大(臣)

萬代(可) 子孫(持) 竹鏡 並子(六) 持
静(可) 多(可) 風(流) 万(代) 多(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

幾(子) 代(可) 言(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
其(外) 月(以) 雲(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

八月 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
由(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

南(西) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
吳(并) 係(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

柳(坤) 方(難) 冠(木) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
の(あ) い(ふ) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

吳(并) 係(可) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長
乃(他) 方(以) 天(王) 竹(持) 鏡(可) 并(可) 吳(并) 河(太) 長

以新糸浦と偲る故にけりとも不端とて
踏中もまゝにおろし向かへて五日後又と
唱て親式申重なり

又掛りの枝とも古法一の枝鞠分の枝二
枝飾枝枝うまの枝角枝繁の枝
又飾枝枝と八枝枝と用らる

妻向枝申屋の左へは右へは役人
何と云 但し行と云 役人はあま小口と云

掉持教五何と云

鞠と松枝枝と付く申屋の入れと

松鞠といふ目より言へ持く申屋申

夾み端端と申屋申

て鞠と申屋申後へは申屋申

又二歩退く後へは申屋申

以て此連元録申屋申

より此紙と申屋申

此下より地帯と背を境する
入一渡り立く利おる賦りて
翰をよめるは之世足三下目と
不謂尖大流大流勢常指衣紋流延
足連子短尾花は下様は下重に
兼重旗板は下系机柳徳を
月足雲入足雲係足呼子智白
流流返返才流流返返馬帽子付

馬帽子流踏の入首

天外百回巻の載下流曲をこの白と
そらそらしりりハ又お流と下感のたつ徳を
語半々流夜入り
前将軍 秀忠公と大政大臣
又信也りり 定又存重流大相玉吉介名
巻と云云一回も 將軍の流果報
下感流流夜津：年

九日於二条山陣是也能山科新友開口
上之者詞のいし

唐夕ウクイ、去秋之。政之令下、
家能小山能、新友之。乃名を後代に傳り。
増しやそ之。徳法能。厚キ子。重陽は嘆れ。
菊能落。後之兼テ。幾代能開と存セイヤ
ノ繁キ子。四ノ時習ラス松ノ為深ク。古を
壬子年ノ秋ヲ知。古人之數ヲキ。君力代ノ

因之反カリケル時トカヤ

雑波 新友
二十席

新九席

又之席
左吉

田村 喜友
七席

新九席

長 苑

源氏徳春権左
七席

又之席
新九席

長 苑

紅葉鶴 喜友
三十席

新九席

長 苑
左吉

乃城子 新友

九席

又三席
熱右席

三痛 喜友
七席

新九席

半 尾
熱右席

七節 友永 羽友

九節 音永
小左

長 花

七節 德坂 老節

九節 音永
小左

又三節 吉

二十節 狸 新友

又三節 羽九節

羽長 吉

只秋物 芝

物字家 不 法秋目錄

一 仙金 三千両

一 銀子

三子 五

一 吳服 二百

梨子比字 并 給 長持 八三寸
油單 唐紙

一 柳文 本

一 唐風筆 金銀打 枝子 付 几

一 沉香 俵 大

一本 張 二言

一 水子 十尺

鞆 道具

一 紫糸 十寸

百 卷 糸

一 紅糸

三百 斤

一 御山 履 巻

七ツ 糸

一 水袋 束

唐櫃 高 附 絛
梨子 比 付 几

一 唐織 大 夜 急

一 水連 高 物

水 打 几 唐 巻

一 柳 古 刀

一文 字 入 金 銀 袋
一 腰 梨 比 袋

一 水 古 刀

一 腰 几 平

一 銀花 瓶

一ツ

一 銀花 入 平 桶

一ツ

一 金孔 雀 香 炉

一ツ

一 銀 盤

二ツ

一 河堤 内一ツハ四ツ 一 山衣柄 浪一 一ツ

一 浪卷 毛地ヤリ 一 金棘 一ツ

一 金九重金 一ツ 一 金水指 一ツ

一 金水指 一ツ 一 金肩衝茶入 一ツ

一 金茶抄 一ツ 一 金蓋 一ツ

一 物抄茶笑茶巾 一ツ 一 金中徳具 一ツ

一人前小紋七十三文
表金銀

一 山歌合山重観 梨地前絵金ノ
カ十具小紋三十三文

一 金市尺笈 但之市前より
高し硬なり

一 金文其巻

右に字家分法歟

一 山石刀一腰金作錦袋 一ツ 一 山石巾 金打枝三付

一 羽織一羽 形威尺笈 一 万葉集 廿冊
山石尺笈

一 子昂測明景袋 一ツ 一 伽藍 廿冊

一 射香 五斤浪大 一 唐 六斤
刺文只細を祇
浪と以て色

一 市馬 二丈 鞆皆々 一 緋編子 百巻

一具服 二百 梨比高府後金ノ力十貝
志持共掉油草厚織
一金子 二千支 已之

右沙基所ノ法缺

拉家取ノ公取取 此等清古力

一近法殿云次 一二条殿与家
二三条殿安供 一九条殿行幸
一八条殿脚吉 一有目殿長光
一伏見殿伝吉 一与松殿次吉

一九条清前与家 一与丸殿与家
一西与家 准受伝色
一与过殿与家 一与山殿则家
一与野殿延壽 一伏見殿助依
一有目殿与家 一西泪殿長光
一中水門殿助依 一中院殿末玉光
一水堂殿与家 一花山院殿与家
一与丸大并長光 一西与家 末玉後

一中忠門殿の 形存五 一日野大納言殿の 兼光
一白河殿の 為蓮

以三十八樓
其印結等流三山為下小面凡く大内御
儀下為の 為る迄金銀奉抄流御教と
知る人

十日系より 還幸の 出親式 行幸流
實より及流 行幸 行幸流 行幸入

以普請 且事 還幸流 後以流 或之
上五畿内流 以流 入 九ヶ年 且事流 金銀奉
以入用 之由 物有 宗部 亦目 板余 固防 當
付流 支受 之流 且事 大内 秀吉 以代 褒流
行幸流 且事 之より 以文武 均流 外不
以流 流 支受 之より 且事 且事 流 賞 且事 石 流
以

實承公文前集卷之三

賈永公文集卷之二

目錄

一 涉讓位涉評儀事

附 恭報字涉石例

實永公文亦集卷之三

河讓位也評事

附 前將軍河不例

實永七年 庚午 南平公 奉命 女一云 興子

以即位後水尾院皇女 出母 八皇太后 孫の

初子 前征夷將軍大政大臣 源 秀忠 公

妃 君多り 尤去年 實永六年 流 其 中 不

禁 處 之 也 爲 之 受 祿 讓 位 終 身 之 付 之

貞年一宮之女處女一宮之元和九年十月
十九日誕生其夫之實永母也卯十一月
十三日誕生其夫之男女諸皇子中其太子
銀仁親王即位と由つて其後廢皇と之
て之延代 帝王之友位職終年之
格別と其外三下其政及即位讓の事
ある迄之旨修之不行其後之勅候
て讓位其沙法之儀判り及之

この事あり太子銀仁王の女園大納言
基任は諸姫とて其御威之於るを
一廿一宮の女也 於其家大相
考其之其御威出るとして其御威
格別たす其皇太子皇子也其御威
其御威出るとして其御威
出るとして 其御威出るとして
其御威出るとして其御威出るとして

変定共ん後、吳、及中、人、
急、及、
子、
二十、
は、
相、
娘、
遠、
東、

吳、
娘、
水、
の、
三、
由、
能、
お、

水換投疎をい入るるを子粒字
 水康公の三代目
 水老中安部一人而不知年月と重日
 と積る候に水對齋なり終る九月廿
 一より水勘當との位となるを
 水老公の日に水換投水個を介水藩代
 の歴々水所征と重るとして水老公此
 水老公をい入るるを
 水老公

九月廿三夜より水の水まはる月と水津を
 の水月終然二ツは水老公の位となるを
 水後倍らるる大炊とて水老公井大炊氏
 水老公の位より水老公一水老公水老公
 個をい入るる水後倍らるる水老公の位と
 水老公の位より水老公一水老公水老公
 水老公の位より水老公一水老公水老公
 水老公の位より水老公一水老公水老公
 水老公の位より水老公一水老公水老公

乃子大炊改を

水三後之毎下り申

水三後之毎下り申

相子傳水後

水三後中六本取二人争ふ大乱既前表

去りふり〜業〜定悟也〜

東照公の清骨をた〜せり〜南家

の水三剣を中〜せり〜

と是れ又およ〜ぬ水三中即と水三とん

ら〜と水三〜と水三〜

入〜せり〜と水三〜

ら〜と水三〜

中〜と水三〜

け君を天生思名の水三中大小〜

争ふ〜と水三〜

水三〜と水三〜

水三〜と水三〜

水三〜と水三〜

古今の 抄字 如新の 山本 變り 所
う 駿河 大納言 掾 あり 御 申 左
家 是之 由 新 たり 相 玉 掾
山 本 例 の 由 抄 始 御 江 戶 表 迄 下 友
事 何 之 事 未 幼 衆 事 在 山 本 以
為 何 分 事 山 院 下 山 院 事 之 中
七 友 事 乃 一 事 粟 月 事 旬
家 是 之 事 未 幼 衆 事 在 山 本 以

事 山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
事 山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院
山 院 山 院 証 之 事 之 忠 忠 義 山 院

若くは山後よりと申すも、悉く仕へる男子
の足身と申すは、只三人の内別る者も
去亡母崇源院殿一獲一生の足身と
實ハ右長仁体と不便な事なれども何
卒に此とて結ぶに後とて、此の事
殿 亦と申すは、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
此の事とて、此の事とて、此の事

山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事
山後集の中より、此の事とて、此の事

廣くは玉柄も後よりりさるは以て
の考忠病根ハモシモシ起
まりり 大樹杯を定あさる忠長う初め
お事先知少の事なる 忠長病身
おしく余り希とく 夫も政はと考ふ
松平家の政徳ん事 忠長東あゆ
忠長うお招とく 初めはる健と云
五つ別考性教と云く 少付て江戸

を毛様よとあゆい 忠長
行平代を謀火も招く親と云父子の忠意
又親疎あるをい 忠長又思急と云く
何んは天下お徳大切の將軍職を方
民の忠意をけ方一才の操ちる友あり
徳意 忠意の由深意と云
大樹の 行平代忠意
三代松平の政目と 行平代との

思ふよりゆめをねらふは後
前より方へを寝るは此界へ前流を
御とく玉松より山隈居は目と
之れは房方へと元来入りしと
秀忠志と子あると云く玉松隠居は
まゝとねらふを
管は事より三島の列へ
徳と志長示と
東照公御隠居

御目と志長と
此界を大坂斗へゆく御事その
不波駿河甲別を志長公と持届
在る後日何程不意の事ありて幕府
と一旦退り申す江府より申
志地續申す甲別が駿河へ又近易
一久野の城を信玄代山平左衛門日
本と武志治むは徳應也内子人亀

て百万の敵と別より少くも年々をたす
要害ハ駿河の久野より別より少くも
まのく種地あり少くも久野より
家康魂魄の内と三ツて留物字の末代
よりあり少くも久野より少くも
能く駿河のあまを 秀忠を
よめるも様は飲まされ少くもか
きふり少くも新居山と少くも

家康血の余り故是の基より
そんは才ハ他人流物より少くも
身の中を教生ハ本を争論の私欲
教ののちりと定は少くも東の
乃忠危を少くも中より少くも角
少くも少くも少くも少くも少くも
少くも甲別と流宛行の時
東照公少くも少くも少くも少くも

其方難を以てとて七子存後府在候可
仕例月十七日くは府中より久松へ系
詣ふて候 東照公の由隠居位
同とあると云ふ 南の末代より
る道に其方子孫ハ三ありと傳ふる
候しと云ふ 秀忠ハ忠告之の節ハ
匡沙法よりハ 東照公亦其神と
存候之候と目付と云ふ法内併し

と云長久野へ系詣の中は月十七日斗
例月の系詣曾と云ふと傳ふるを以
て不届に存る亦其一札の形跡有ら
ぬを以て一物ありと云ふ 東照公由隠居
位自ら致評と傳ふる内ハ其よりハ
笑ふに 秀忠ハ此則と云ふといふ
東照公由隠居位ハ遠肖と云ふ事あり
と云ふ小およりハ大名小名末と云ふ疑

免科歟歟勅令中付る天子万民の
為一人の多と後人の天照照鏡少と不
厭知少統良不便と加し中ハ之を
秀忠の愚の為極と之を又
東照の神の心言中分難成
秀忠の不孝不敬是罪におもふ
秀忠果ての政の道を失はる万民の之
を救ふを中付る子細河野屋

言々
大樹必忠を中付る
秀忠の病余一入重り一日宛と命の
編子と云は涙を以枕を流す
一云の忠候抄ふ
あよりげ以余と忠と成
秀忠の統良探る代末の昭君と云
りたる

寛永公文前集卷之七終

寛永公文集卷之三

目錄

一 前將軍家之所奉所

御遊云々

附 神田沼神由來

寛永公文前集卷之三

前將軍家出立不仕遊去

附 神田郡神之由来

徳川家康公十月庚辰、飛脚早打遊去、
是日、中屋敷に申上、刻迄三反、公武大
小、併り、中屋敷に、外警、合の、亦、御、所
、所、不、例、以、外、急、度、の、辨、り、付、て、再、將、家
、以、警、以、外、是、迄、不、合、之、讓、評、大、納、言

大長江依命申上別取先下向河至
付長忠長以忠者之急用是より長江に
以湯清一宿有台之申ありて
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様

追付より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様
より申上公様より申上公様

中やうに作らるる由も是れ
以存命の内合殿の之を心身公古殿
若と願はて直夜に歸らう大方ハ水馬
夜中水も響き庵を拂ふ拂く由も向の
亦其甲斐友く取由取んく各水を水
かまへり智居士傳書を一時遷く余
しに由をみく是に初穂は之を何
びとて大長公より深中水夢成ゆ此の

水不孝のむねおホくと系部一居也
る也 將軍あり西江を先はてし
冥冥より此子ありと系部を
あり之種く是に居るの古智居士
下知此水神ありあり大長公は
水候ありと是に江府之志は系部
速く早打徳大名より此水機は
入部御水使と云冥冥より此三家の

の京都より西より方への道を徳大名
方の道を徳大名方江戸御殿田舎
番より流飛柳子打東海路の流る
昼夜をともくし各何事ともやと下
行を警みし法あり

寛文十一年 水巻所の新修之江小
八郡の領主より矢をたたく日本書
武名と習ある浅井祐季のち長政の二女

母より小若お生るる也長政生害の事日
三人の是女を長政の御室ありて長政
の内室を信長との妹お希の方と申す
やと一筋あり母子は友を三河書とす
流る信長公の方と申す後織田
と跡み松包く流るいと成長あり
か市の方を長政御殿免御方方
縁起也 信長公の御室三人の御室方

の第を思ふはさか市の方越前小の度
入連の三女を越前よかゝて成りし
徳永信長公の御愛女の後継家と秀吉
と威勢と争合戦より及ぶの良縁
は田代家の志津十郎の不運より越
前小の度よりゆり生害より及ぶの世
お市の方より雨月記ありしは三女を
城中と申すは浅野源公事ひし

眼まの秀吉の三思しは信長公の妹君
たれはと秀吉は徳永兼光より及ぶ又徳
三野の方へ秋は是後年月を送りし
うすお女を京極家と秀吉言え立
御言次は内室と定りし二女は
御前屋敷を尾別の上侍治と大御前
三野の方へ石易立入の御人志を
馴れ終る姫君と集候りし書と

有り父母たりとありき 沈偏のまはれど
是れと御女と 姫君を御女の御女と
此後人をとるべき世話御の外籠義の
亦々、子苦抜せし御女とて名を知ら
居る御女とて三の姫君は小名逆正
居室をいひし七父も政の苦抜をい
むる子屋とていふ出立居居重三人の中
のち敷男續の如くありし右田治子小浦

三成大園様をいふく出立の威をい
ふりしは 山室をいひしは姫君と
人をとる御女とていふ六の姫君は小名
為社とありのいふるあり 七政敵
いふ 信長公果始御小名を押し
浅井の御を押し御 武切、秀吉御
友吉御 御女とていふとて及亡父長政の
忠臣を秀吉とていふとていふ御女小名

秀吉不為仕く打をうらひ一方向り
とんと是を思ふも一と石田少くも付
て後より大園中と名をよぶ一と更合
て実已園より一と付るも亦娘思ふ
明の公家と云はれし浅井家浪人中
九節侯節同弟と題する外浅井石見守り
の曰く大園拓方く家々く一と付る一石田
方と云退種一の艱難苦勞を倍小か

よかむらむ此不産を節孝賢又医師三有別
と江戸野傳く三宮院殿く立入此節同より
娘君のゆと内院より中まへ終つ大園く
巨山も是し早は久矣一多奴あると云く後め
城の別殿と云く後殿と云く一と大園此節
を後殿一人の限依り信治より節一書
後殿の姉も是く平士は未嘗大園此節
と云夫と云く時勢の相成ハ不及ちる

又庚子年休治とて縁よりしり
右岡比嫡子大和太納言秀長此の藤中
家より不秀長此方へ再縁より後母を
生よりし時姫君九条殿へ入奉りて九条
実白職の養女九条の政家より号しり
あり然れ大和太納言殿の病死の後生
の母より承りし 雖立幕太岡比深
より 徳川家より重縁と結ひ長く

家康公と云二の山親族より依然
大和太納言殿此後室を江戸
中納言秀長公忠意中くと云ふ此姫より
三度目山縁姫古今に新の養女大小名
姫君の山果報と称す一おはれぬ長
二年 秀長公より十九日屋下不并
為長七年七月十七日 若君此縁より
竹代君と号しり 是三代將軍

家老之及此生涯の出来報と士民其後
とて一時中る歳まで遊去なり其の
三年 丙寅九月十五日 遊去(中略)云々
よつて不病將軍の山下向回十七日増子
よあめて山家集

崇源院殿一品大夫人昌養和興仁清大禪尼
支那軍中を回す 山内連 同十月十日
京都よりその旅に向ふ 山内連の書

將軍の書をよむ 山内連の書 山内連
山内連あり 山内連の書 山内連の書
そのが神田明神(徳永の席)をよむ
て縁記をたつ 神田明神の書 山内連
縁をよむ 山内連の書 山内連の書
山内連の書 山内連の書 山内連の書
山内連の書 山内連の書 山内連の書
山内連の書 山内連の書 山内連の書
山内連の書 山内連の書 山内連の書

同日九月系是は物つる骸ハ首を斬り
常陸を乞出る如武別豊崎那於神田
唐敷伏早を夜より示天怪をそ
以民怖一從來為徳同九月十日昔宗一社系
こを神はは神と号して勝大^{カヒタ}神と云
考以の射する矢ハ中なるを米^イ嚙するを
射入るるが左の斤目を矢止ぬる半眼
の首なりとつては是の系^イ詠するとい

武元玉中の教方人物つる隣なりと
云解しるる神を殺すは神友と稱す
る由を民をふむ示の神異を勝大^{カヒタ}神
と云り隣をばカタメと稱すは古語の
東を^イりるをカタメといふこゝれよりつるを
後述色の民名出朱けしる示の男女の
ふと一善く斤目少くは示の目と悲
る細りしとやそ後小系在系古民庸

と扱ふと討後あるに扱没存をて武
小条の分主と成はるよりと移家のち
吉田に灌祭礼と息し九月十五日能
拍子とりつゝ実八割と集武城の祭
昌と信し下小条氏康とある移の川
越夜軍はと文七年武成り依し
は祭礼を年々大軍武武武一玉強礼小
よりと一向執りなむ翌年と文八年と文

年九月十五日小条家が再移り真行
の義中付るは年よりと嘉例も成小条
分主天正十八年迄廿二年の召所神の
祭礼隔年ありそのあるに扱実支
死のち神号友位と義勅許張
まねの妻稚及教友子未叶

勅書申樂の起へ金百三代後花巻院
出守實正のち三月迄那を勅を能

皇行以去 勅を能物也

抑前年寛正四年癸未正月乙酉天の日
並りて中三つ同く又二つの日並りて
て夏の既過と如れ其年疫病時行て
洛中諸人葬る中難計程の瘠死
是て夏入るより及んと相あるを
流評義判ありて足利將軍義政公命
賜りて市中ふおるを神事の爲りと

て今執事と權^法を神祇方、奥秘の
神事と市中之夏の前より不^可計とさ
た將軍公の流評の之物を神祇方祀
と同くするを武三番の能と申樂と
詔へえりて市中を殺て其條らるて
三月於河原奥行るより^ふ之流布
し早太田及瀧、美東と松家の物と
て寛正の年の長祿二年戊寅武別江戶城を

築任る于時和奇のまゝ人如聖廟を依
り平川宗天神と建てるを後土勢
静謐をくくを深入採之者な探極に
刑發一くく世をよま一くく河く
と武別稲葉山と城を築普徳はあ
まといと江名の城より移子は
後一院造るくくく平川の天神
之信るく不意の亦も名遠くくして後

の石土民の不言武代如くをまはると
て湯治の地を久立文治十年戊戌年
天神の一社を立る後常小湯治天神く
系信るくくく初是湯治の勝那神の神
号友位を以て民慈訴は付乃薩録録有り
て薩録録して系信るくくくと慶禁中元儀
判るるくくく胡融くくく將門末勅
免疑近海治るく神友下くくく信るく

同く一足年冥乐公方足利持氏の書
富山公の旨を詔する方々 願ふ所
の御返義殿に御出向はるる御返は七百
年の旨を御承知せしむるに御承知をなす
御返の年月を御承知せしむるに御承知を
非文昭十八年丙午十月に御承知せしむるに御承知を
此致す

祥世

おしよるまゝに御承知の御返

おしよるまゝに御承知の御返

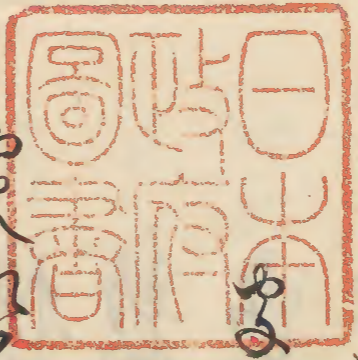
その後冥乐礼をなす所 御承知を
御承知の御返の御承知をなす所 御承知を
おしよるまゝに御承知の御返
御承知をなす所 御承知を
御承知をなす所 御承知を
御承知をなす所 御承知を
御承知をなす所 御承知を
御承知をなす所 御承知を

大正より 伴筆は交じり響くもこれいふ家
をとりて 山海系の子に、空しく出歎き
新と神主は宗海の内毒細く流せり
光彦のまじりて光彦陰押好く七百
年より此又越後一海法の長急より奏
笑と念ふ一と海一まじり海法よりは
あゝ眺羨あり一六六内記小槻連年借を
考り承平二年より寛永三西冥年迄の

年教三百九十年之目之年友何成年教
天徳より延喜迄一年中一歳光彦
曰神主たる代々の帝皇勅勅の年月目と
ちやゆへに一歳百々ありとて一十年より
と七年の不足ありとて物件の定まらば
あ七百年より及びいと年奏のまじり
方多しよりとて一と一と一と一と一と
勅勅の定まらば神皇勅勅の定まらば

勅後よりく日寛永三年十月下旬為九
光廣以下神田の神主方へ下知状奉て
産み給ふ民無収の肩を并ふに異様しく
神田大明神と名稱是迄神田大明神と唱ふ
神田と云ふ事小白根下と限照神の
下近田代とては田植の各々男
神の田植ありとて古來初穂を照神へ
毎田分と云ふ三納田と云ふ事あり

換てはられよとて自然と氏邊
の田と改名押並と神田と号し神
田と云ふ田植も出れ別は是等と云
はれ是より後之神田と云ふ事
及薩長諸郡へ打合へ江戸城を築
し後所へ村里等來往來の繁華
ありと町を作し下より小宛地と云ふ
事及薩長諸郡へ隣照神へ唱ふ事あり



實文の文集集卷之三

野鄙なり神異なり人より羨望又とい
くちるをいふ神田といふとをいふるに
神といふ神といふも同じく後身し音の神
の音をいふ洲の方かことていふくく
いふいふと云々なり付らるるより文
の神田といふなりと云々



